

## 石巻専修大学地域連携事業助成要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、石巻市と石巻専修大学（以下「大学」という。）との連携に関する協定書（平成20年2月4日締結。以下「協定」という。）第2条各号に掲げる連携事項について、大学が行う地域連携事業を助成金の交付により支援することで、地域社会の発展と人材の育成及び学術の振興に寄与することを目的とする。

### (助成対象事業)

第2条 助成対象事業は、石巻市と大学が連携協力し、個性豊かな地域社会の形成と地域課題の解決を図り、地域の発展に貢献する事業であり、協定第2条各号に掲げる連携事項を具体化するものでなければならない。

### (助成額)

第3条 助成対象事業に必要な経費（次に掲げる費用を含まない。）の2分の1以内の額（千円未満切捨て）を予算の範囲内で助成する。ただし、助成対象事業の実施に専任教員が携わる場合は、第2号の規定にかかわらず、専任教員1人に付き1日当たり2万5千円を基礎として算出した額を助成対象事業に必要な経費として認めるものとする。

- (1) 大学施設の建設費、維持管理費及び修繕費
- (2) 大学教職員にかかる経常的人件費
- (3) 助成対象事業に直接的に関係しない経費

### (助成金の交付申請)

第4条 大学は、石巻市と石巻専修大学との地域連携事業助成金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、助成金の交付を市長に申請するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

### (助成金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、提出された書類を審査し、必要に応じ大学から意見を聴取し、助成金交付の可否を決定する。

- 2 市長は、前項の規定により助成金の交付をする決定をしたときは、石巻市と石巻専修大学との地域連携事業助成金交付可否決定通知書（様式第2号の1）により、大学に通知する。
- 3 市長は、第1項の規定により助成金の交付をしない決定をしたときは、石巻市と石巻専修大学との地域連携事業助成金交付可否決定通知書（様式第2号の2）により、大学に通知する。

(助成対象事業の内容の変更又は助成対象事業の中止若しくは廃止)

第6条 大学は、前条第2項の規定により交付決定を受けた助成事業の内容を変更し、又は助成事業を中止し、若しくは廃止する場合は、石巻市と石巻専修大学との地域連携事業助成金交付対象事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)に新たな事業計画書、収支予算書その他市長が必要と認める書類を添付し、市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、提出された書類を審査し、必要に応じ大学から意見を聴取し、その可否を決定する。
- 3 市長は、前項の規定により助成対象事業の内容の変更又は助成対象事業の中止若しくは廃止を承認するときは、石巻市と石巻専修大学との地域連携事業助成金交付対象事業変更(中止・廃止)承認決定通知書(様式第4号の1)により、大学に通知する。
- 4 市長は、第2項の規定により助成事業の内容の変更又は助成事業の中止若しくは廃止を承認しないときは、石巻市と石巻専修大学との地域連携事業助成金交付対象事業変更(中止・廃止)不承認決定通知書(様式第4号の2)により、大学に通知する。

(実績報告)

第7条 大学は、助成対象事業のすべてが完了したときは、速やかに石巻市と石巻専修大学との地域連携事業助成金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 助成対象事業に係る事業実績を示す書類
- (2) 収支決算書
- (3) 領収書等支出を証する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(実績報告の審査及び助成金の額の確定)

第8条 市長は、前条に規定する書類の提出を受けたときは、その報告に係る助成事業の成果が、助成金の交付決定の内容に適合するか否かについて審査する。

- 2 市長は、前項の審査に当たり、必要に応じ大学から意見を聴取するものとする。
- 3 市長は、前2項の規定により、助成金の額を確定し、石巻市と石巻専修大学との地域連携事業助成金交付額確定通知書(様式第6号)により大学に通知する。

(助成金の交付)

第9条 助成金は、前条第3項の助成金の額の確定後に交付するものとする。

- 2 大学は、前条第3項の規定による通知を受けたときは、石巻市と石巻専修大学との地域連携事業助成金交付請求書(様式第7号)により、市長に助成金を請求することができる。
- 3 大学は、第1項の規定にかかわらず、事業の実施上必要と認めるときは、助成金の概

算払い又は前払いの請求をすることができる。

4 大学は、前項の規定により助成金の概算払い又は前払いを受けようとするときは、石巻市と石巻専修大学との地域連携事業助成金交付請求書（様式第7号）により市長に助成金を請求することができる。

5 大学は、前項の規定により助成金の概算払い又は前払いを受けたときは、第8条第3項の確定通知を受けた後、必要に応じ、速やかに助成金の精算をしなければならない。

（交付決定の取消し等）

第10条 市長は、大学が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、助成金の交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金があるときはその全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

(1) 詐欺その他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は交付を受けたとき。

(2) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（関係書類の整備等）

第11条 大学は、助成事業に係る経理を明らかにした帳簿及び関係書類を備え、助成金交付対象事業の完了する日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

（指導監督）

第12条 市長は、助成金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、大学に対し、必要な報告若しくは資料等の提出を求め、又は必要な事項を指示するものとする。

（その他）

第13条 石巻市補助金等の交付に関する規則（平成17年石巻市規則第47号）及びこの要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

1 この要綱は、平成24年6月1日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

様式第1号（第4条関係）

石巻市と石巻専修大学との地域連携事業助成金交付申請書

年 月 日

石巻市長（あて）

石巻専修大学

学長



石巻専修大学地域連携事業助成要綱第4条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 助成金交付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他

3 担当者連絡先

担 当 部 署	
担 当 者 氏 名	
電 話 番 号	
ファクシミリ番号	
電子メールアドレス	

様式第2号の1（第5条関係）

石巻市と石巻専修大学との地域連携事業助成金交付可否決定通知書

石巻市（石　　）指令第　　号  
年　　月　　日

石巻専修大学　様

石巻市長



年　　月　　日付けで申請のあった石巻市と石巻専修大学との地域連携事業助成金の交付について、下記のとおり交付することと決定したので通知します。

1 助成金交付決定額　　金　　\_\_\_\_\_　　円

2 交付条件

- (1) この助成金は、「石巻市と石巻専修大学との地域連携事業助成金交付請求書」（様式第7号）により、請求すること。
- (2) 事業が終了したときは、速やかに事業実績を示す書類、収支決算書その他必要書類を提出すること。
- (3) 助成事業の内容を変更し、又は助成事業を中止し、若しくは廃止する場合においては、「石巻市と石巻専修大学との地域連携事業助成金交付対象事業変更（中止・廃止）承認申請書」（様式第3号）により、承認を受けること。
- (4) 助成金は、助成事業に要する経費の一部として交付するものなので、目的外の用途に使用しないこと。
- (5) 助成対象事業及び助成交付金に関し、法令、石巻市補助金等の交付に関する規則、石巻専修大学地域連携事業助成要綱その他関係規程を遵守すること。

様式第2号の2（第5条関係）

石巻市と石巻専修大学との地域連携事業助成金交付可否決定通知書

石巻市（石　　）指令第　　号  
年　　月　　日

石巻専修大学 様

石巻市長



年　　月　　日付けで申請のあった石巻市と石巻専修大学との地域連携事業助成金の交付について、次の理由により交付しないことと決定したので通知します。

○交付しないことと決定した理由

様式第3号（第6条関係）

石巻市と石巻専修大学との地域連携事業助成金  
交付対象事業変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

石巻市長（あて）

石巻専修大学

学長



年 月 日付け石巻市（石 ）指令第 号で交付決定のあった石巻市と石巻専修大学との地域連携事業助成金について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、石巻専修大学地域連携事業助成要綱第6条第1項の規定により申請します。

記

1 変更（中止・廃止）する事業名

2 変更（中止・廃止）の理由

--

3 変更の内容

変更前の内容	変更後の内容

4 変更（中止・廃止）年月日

（注）

※事業内容の変更、事業の中止・廃止に伴う事業計画書、収支予算書等を添付すること。

様式第4号の1（第6条関係）

石巻市と石巻専修大学との地域連携事業助成金  
交付対象事業変更（中止・廃止）承認決定書

石巻市（石　　）指令第　　号  
年　　月　　日

石巻専修大学 様

石巻市長



年　月　日付けで申請のあった石巻市と石巻専修大学との地域連携事業助成金交付対象事業変更（中止・廃止）承認申請について、下記のとおり承認することと決定したので通知します。

記

1 変更（中止・廃止）する事業名

2 変更の内容

変更前の内容	変更後の内容

3 変更（中止・廃止）年月日

様式第4号の2（第6条関係）

石巻市と石巻専修大学との地域連携事業助成金  
交付対象事業変更（中止・廃止）不承認決定書

石巻市（石　　）指令第　　号  
年　　月　　日

石巻専修大学 様

石巻市長



年　月　日付けで申請のあった石巻市と石巻専修大学との地域連携事業助成金交付対象事業変更（中止・廃止）承認申請について、次の理由で承認しないことと決定したので通知します。

○承認しない理由

様式第5号（第7条関係）

石巻市と石巻専修大学との地域連携事業助成金実績報告書

年 月 日

石巻市長（あて）

石巻専修大学  
学長



年 月 日付け石巻市（石 ）指令第 号で交付決定された石巻市と石巻専修大学との地域連携事業助成金の交付対象事業について、完了したので、石巻専修大学地域連携事業助成要綱第7条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 事業費の額

（単位：円）

(1) 事業費総額	
(2) (1)のうち交付対象事業費	
(3) 交付決定額	
(4) 既交付額	

2 添付書類

- (1) 助成対象事業に係る事業実績を示す書類
- (2) 収支決算書
- (3) 領収書等支出を証する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

3 担当者連絡先

担 当 部 署	
担 当 者 氏 名	
電 話 番 号	
ファクシミリ番号	
電子メールアドレス	

様式第6号（第8条関係）

石巻市と石巻専修大学との地域連携事業助成金交付額確定通知書

石 第 号  
年 月 日

石巻専修大学 様

石巻市長



年 月 日付け石巻市（石 ）第 号で交付決定した石巻市と石巻専修大学との地域連携事業助成金の交付額について、石巻専修大学地域連携事業助成要綱第8条第3項の規定により、金 \_\_\_\_\_ 円に確定したので通知します。

様式第7号（第9条関係）

石巻市と石巻専修大学との地域連携事業助成金交付請求書

年 月 日

石巻市長（あて）

石巻専修大学

学長



年 月 日付け石巻市（石 ）指令第 号で交付決定された石巻市と石巻専修大学との地域連携事業助成金について、石巻専修大学地域連携事業助成要綱第9条第2項（第3項）の規定により、下記のとおり請求します。

記

- 1 請求金額 金 \_\_\_\_\_ 円
- 2 請求の種類 精算払い ・ 概算払い ・ 前払い
- 3 振込先口座（正確に記入してください。）

金融機関名	
本店・支店名	
口座種別	普通・当座
口座番号	
（フリガナ）	
口座名義	

4 担当者連絡先

担当部署	
担当者氏名	
電話番号	
ファクシミリ番号	
電子メールアドレス	